

○内閣府令第 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

（無尽業法施行細則等の一部改正）

第一条 次に掲げる府令の規定中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）第一条第三項
- 二 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）第一条の三第一項
- 三 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の十一の二十三第一項
- 四 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十六条の二の二十一第一項

- 五 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条の二十一第一項
- 六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三十一条の二十第一項
- 七 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第一百条の五十四第一項
- 八 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十二条の十三の二十一第一項
- 九 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）第十条第一項
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第八十条の二第一項
- 十一 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）第十条第一項
- 十二 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）第十条第一項
- 十三 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）第六条第一項

十四 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）第四十五条第一項

十五 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七号）第三十条の二十一第一項

十六 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第十一条第一項第一号

十七 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第五条第一項第一号

第二条 次に掲げる府令の規定及び様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一 無尽業法施行細則第一条第四項及び第五項

二 証券金融会社に関する内閣府令第一条の三第二項及び第三項

三 公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第七十号）第一号様式及び第二号様式

四 銀行法施行規則第十四条の十一の二十三第二項及び第三項、第三十四条の二の二十三並びに第三十四条の五十三の八

五 長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十一第二項及び第三項

- 六 信用金庫法施行規則第七十条の二十一第二項及び第三項
- 七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十第二項及び第三項
- 八 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）第十二条の二第八項、第十二条の三第二項、第十三条第十五項及び第十六項、第十五条第三項及び第四項、第十八条第二項並びに第十九条第四項及び第六項
- 九 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第一百十条の五十四第二項及び第三項
- 十 保険業法施行規則第五十二条の十三の二十一第二項及び第三項、第二百二十七条の三第四項、第二百三十四条の二十一並びに第二百四十条第二項
- 十一 資産の流動化に関する法律施行規則第十条第二項及び第三項並びに第三百三十二条第二項
- 十二 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八条の二第一項第二号及び第二項並びに第二百二十九条
- 十三 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十条第二項及び第三項

- 十四 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十条第二項
 - 十五 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第六条第二項及び第三項、第三十一条並びに第四十一条
 - 十六 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令第四十五条第二項及び第三項
 - 十七 信託業法施行規則第三十条の二十一第二項及び第三項
 - 十八 金融商品取引業等に関する内閣府令第十一条第一項第二号及び第二項、第七十九条、第一百十四条第二項、第二百八条の二十一第一項及び第二項、第二百三十八条の三第一項及び第二項、第二百六十一条第一項及び第二項、第三百一条第一項及び第二項並びに第三百三十条第一項及び第二項
 - 十九 金融商品取引所等に関する内閣府令第五条第一項第二号及び第二項
- 第三条 次に掲げる府令の様式中「ロヤハ」を「ロヤハ」に改める。
- 一 無尽業法施行細則附属雛形
 - 二 業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）第一号様式及び第二号様式
 - 三 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 大蔵省 運輸省 令第二号）別紙様式第一号から第三号まで

四 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一号様式から第四号様式まで

五 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）様式第四号及び第六号から第七号別紙まで

六 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九号様式

七 銀行法施行規則別紙様式第一号から第五号の二まで、第十号の二の二から第十二号まで、第十六号及び第十八号から第二十四号まで

八 信用金庫法施行規則別紙様式第十三号から第十五号まで、第十五号の三、第十六号及び第十八号から第二十四号まで

九 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第一号から第六号まで、第九号及び第十号

十 貸金業法施行規則別紙様式第一号から第六号の二まで及び第八号から第二十二号まで

十一 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号

）第七号様式

十二 協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号から第十一号まで及び第十三号から第十八号まで

十三 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十六号様式
十四 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第五号様式

十五 保険業法施行規則別紙様式第一号から第十六号の十五まで及び第十六号の十七から第二十八号まで
十六 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）別紙様式第一号及び第二号

十七 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年 総理府 大蔵省 令第三十一号）別紙様式第一号から第七号まで

十八 特定金融会社等の開示に関する内閣府令（平成十一年大蔵省令第五十七号）別紙様式第一号から第五号まで

十九 資産の流動化に関する法律施行規則別紙様式第一号から第十六号まで

- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第一号から第二十号まで
- 二十一 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令別紙様式
- 二十二 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令別紙様式
- 二十三 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一号様式から第三号様式まで
- 二十四 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令別紙様式
- 二十五 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）様式第一から第八まで
- 二十六 日本公認会計士協会に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十五号）別紙様式第一号及び第二号
- 二十七 公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）第一号様式及び第二号様式

二十八 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）様式第一から第十一号まで

二十九 信託業法施行規則別紙様式第一号から第十九号まで及び第二十一号から第二十三号まで

三十 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

別紙様式

三十一 実務補習規則（平成十七年内閣府令第六十六号）第一号様式及び第二号様式

三十二 金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第一号から第九号まで、第十二号から第二十一号の

三まで、第二十四号及び第二十六号から第三十号まで

三十三 金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第一号及び第二号

三十四 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）別紙様式第一号から第四号まで

から第四号まで

三十五 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）別紙様式第一号から第十八号まで

三十六 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）別紙様式第二号から第四号まで

三十七 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）別紙様式

三十八 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）別紙様式第一号から第三十一号まで

三十九 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）別紙様式第一号から第二十四号まで

四十 資金移動業者等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）別紙様式

四十一 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）別紙様式

四十二 仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）別紙様式第一号から第十六号まで

附 則

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。